

(仮訳) 日本国経済産業省(METI)とイタリア共和国環境・エネルギー安全保障省(MASE) の間のガスセキュリティに関する協力覚書

日本国経済産業省及びイタリア共和国環境・エネルギー安全保障省(以下、個別に「参加者」、総称して「両参加者」という。)は、

日本及びイタリアが、2024年6月14日のG7プーリア・サミットの機会に「日伊行動計画(2024-2027)」を採択し、両国がクリーンエネルギー分野における日伊協力を強化する意思を表明し、クリーンエネルギー移行に向けた過程における天然ガスの役割を支持するとともに、ネットゼロ、経済成長及びエネルギー安全保障を同時に達成することの重要性を強調し、多様な道筋の存在を認識したことを踏まえ、

以下のとおり確認する。

1. 目的

本協力覚書(以下「本覚書」という。)は、両参加者間におけるガスセキュリティに関する協力を拡大することを目的とする。

2. 協力分野

日本及びイタリアにおけるガスセキュリティ分野での協力を拡大するため、両参加者は以下の取組を行う。

- a. クリーンエネルギー移行に向けた過程における天然ガスの役割を支持し、ネットゼロ、経済成長及びエネルギー安全保障を同時に達成することの重要性を強調しつつ、多様な道筋を認識する。
- b. 緊急時における供給確保のための相互協力を行い、グローバル・ガスセキュリティに貢献する相互利益的な措置を実施する機会を探求する。この中には、「グローバル早期警戒メカニズム(Global Early Alert Mechanism)」等の情報交換メカニズムの活用を含む。
- c. 両国の利益のため、世界的なエネルギー開発を促進する二国間協力(技術協力を含む。)を強化する。

d. EU のメタン規制及び「液化天然ガス(LNG)排出削減に関する国際連携(CLEAN イニシアティブ)」を認識し、天然ガス及び LNG のサプライチェーンからのメタン排出削減に資する技術及び MRV(モニタリング・報告・検証)に関する知見を共有する。

e. 水素やアンモニアといった低排出代替燃料の活用を含め、LNG バリューチェーンの脱炭素化に関して協力する。

3. 政策対話

両参加者は、本覚書第 2 項に記載する協力分野における協力を深化させるため、政策対話を実施する。

4. 一般事項

1. 本覚書は、国際法上の権利又は義務を生じさせる国際約束を構成するものではない。本覚書に記載するいかなる事項も、法的拘束力又は法的義務を有するものとして両参加者によって解釈又は実施されるものではない。

2. 本覚書の解釈又は実施に関して生じるいかなる相違も、両参加者間の直接協議及び交渉を通じて友好的に解決する。

3. 本覚書の実施は、日本及びイタリアの国内法並びに適用される国際法に従い、またイタリア側参加者に関しては、欧州連合(EU)加盟国としての義務に従って行われる。

4. 本覚書の実施に要する経費は、両参加者がそれぞれの通常の予算の範囲内で負担し、両国の国家予算に追加的な負担を生じさせないものとする。

5. 本覚書は署名の日を開始し、その後 3 年間継続する。両参加者の同意により、更に 3 年間延長することができる。

6. いずれかの参加者は、他の参加者に対し少なくとも終了予定日の 3 か月前までにその意思を通知することにより、本覚書を終了することができる。

7. 本覚書は、両参加者の書面による同意により修正することができる。

2025 年 10 月 30 日、カナダ国オンタリオ州トロント市において、英語による正文二通を作成し、いずれも同等の価値を有するものとする。

日本国経済産業省を代表して

イタリア共和国環境・エネルギー安全保障
省を代表して